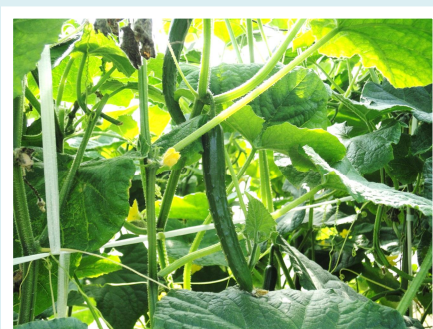




# 2026(令和8)年度 農業関係事業一覽



春日部市 環境経済部 農業振興課

TEL 048-739-7085 / FAX 048-737-3683

※こちらは令和8年4月に作成されたものであるため内容等に変更が生じる場合があります

# 農業関係事業一覧について

○農業振興課で行う主な補助事業等の概要です。

○内容を検討のうえご利用ください。

○申請の注意事項

- ・申請者が多数の場合には、その内容が各要綱の趣旨に合致するかなど審査したうえで、補助の決定をします。
- ・事業認定前の着手は、原則として認めません。
- ・申請用紙は、農業振興課に用意してあります。

○この「事業一覧」は市公式ホームページでもご覧になれます。

春日部市公式ホームページアドレス

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/>

事業一覧  
掲載ページ▶



～事業一覧掲載ページの検索方法～

- ① 春日部市公式ホームページの検索窓で「ページ ID 検索」を選択
- ② 検索窓に「9077」を入力し
- ③ 虫眼鏡マークを押す



※以降、各事業のタイトル脇にページ ID を記載しますので、同様に検索してご覧ください

○その他ご不明な点は農業振興課までご連絡ください。

# 農業者の皆様へ

○補助金の申請などには、集落をひとつの単位として取り扱うものもあります。

## 1. 農業経営支援

主 な 内 容	頁
① 農業経営収入保険加入促進事業補助金	4
② 認定農業者制度	4
③ 市民農園紹介事業	5
④ 農産物紹介事業	6
⑤ 庭先直売農家の登録者募集	6
⑥ 学校給食への提供生産者の登録	7
⑦ 園芸立毛共進会	7
⑧ 援農チャレンジ(農業ヘルパー)	8

## 2. 機械・施設の導入支援

主 な 内 容	頁
① 経営体育成条件整備事業	9
② 農業近代化資金……………農業近代化資金の利子補給	10

## 3. 病虫害防除支援

主 な 内 容	頁
① イネカメムシ防除推進事業費補助金	11
② 特定外来生物注意情報(ナガエツルノゲイトウ、外来カミキリ類)	11
③ びやくしん類の植栽規制	12

## 4. 農地の集約支援

主 な 内 容	頁
① 農地流動化奨励補助金	13
② 農地集約化促進事業	14

## 5. 新規就農・後継者支援

主 な 内 容	頁
① 新規就農総合支援事業(経営開始資金)	15
② 農業経営継承・発展支援事業	16

## 6. 農業団体支援

主 な 内 容	頁
① 農業振興団体事業費補助金	17
② 園芸産地育成事業補助金	18
③ 農業経営法人化推進事業	19
④ 自給率向上推進補助金	19
⑤ 多面的機能支払交付金	20
⑥ 土地改良事業補助金	21
⑦ 市内の主な農業団体	22

## 7. S-GAP・みどり認定

主 な 内 容	頁
① S-GAPとは	23
② 環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)	24

## 8. 地域計画・農地中間管理事業

主 な 内 容	頁
① 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)	25
② 農地の貸し借り(農地中間管理事業)	26

## 9. 農業振興課からのお願い

主 な 内 容	頁
① 農業災害発生時の報告のお願い	27
② 鳥獣害があった時の報告のお願い	27
③ 野外焼却	27
④ 農薬飛散	28
⑤ 消石灰飛散	28
⑥ 農業機械の盗難	28
⑦ 農作業事故防止	28
⑧ 農業機械による公道の泥防止	28

## 10. その他

主 な 内 容	頁
① 埼玉県スマート農業普及推進事業(プラットフォーム関連)	29
② 農業担い手メールマガジン	29

# 1. 農業経営支援

## 1-①【農業経営収入保険加入促進事業補助金】

- 根拠法令:春日部市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱
- 事業内容:農業災害リスクに備え、農業経営の安定と継続を図るため、農業経営収入保険に加入するために必要な掛捨て保険料の一部を補助
- 対象経費:令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に収入保険に加入した補助対象者が負担する加入1年目の掛捨て保険料に要する経費相当額
- 補助額:掛捨て保険料の1/2、又は上限10万円のいずれか低い額
- 補助対象者:
  - ①市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人で農業経営を行っている者
  - ②全国農業共済組合連合会が定めるところにより、令和8年1月1日から令和8年12月31日までに収入保険に係る保険関係を成立させた者
  - ③過去に収入保険の加入に係る補助金の交付を受けていない者
- その他:申請手続きは、申請者からの委任を受け、埼玉県農業共済組合の職員が、申請手続きを代行します。

## 1-②【認定農業者制度】

ページ ID:9079

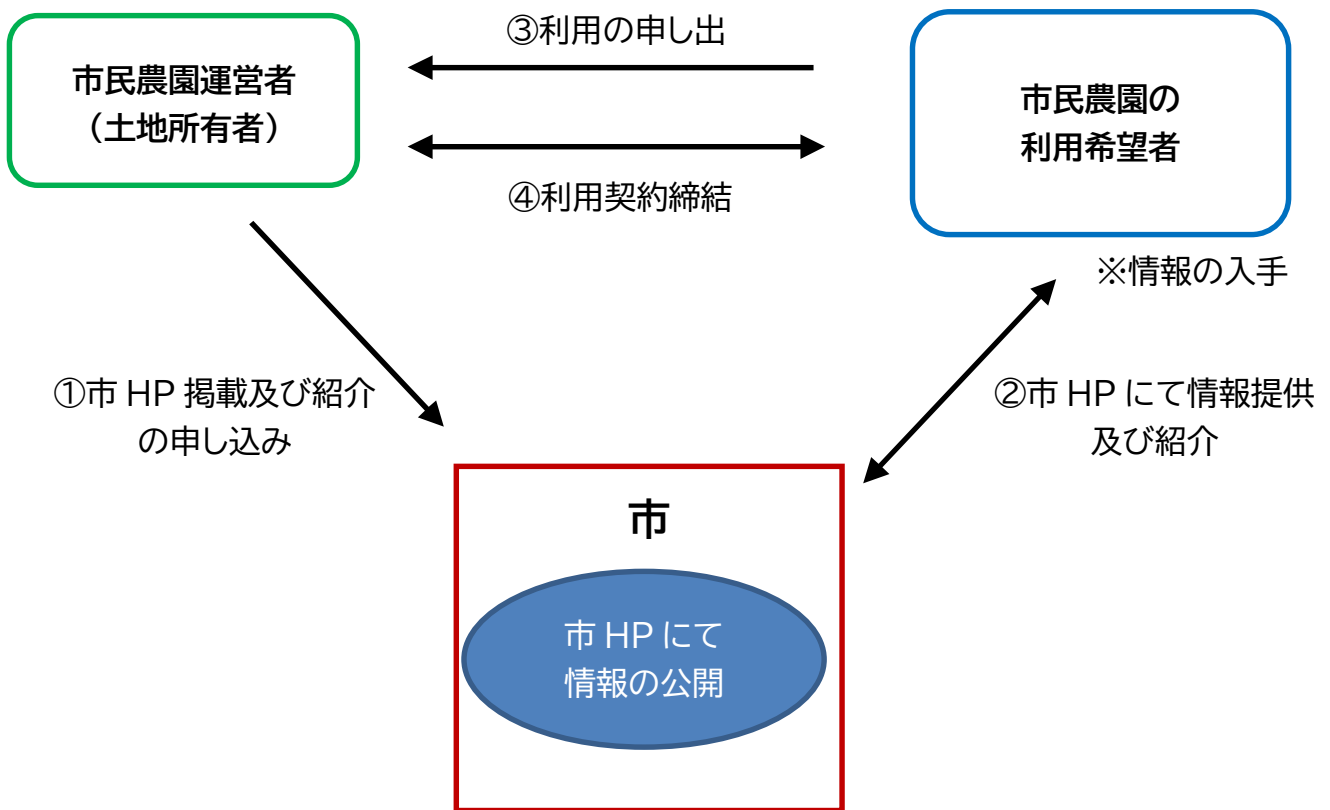
- 概要:意欲のある農業者が、自らの経営を計画的に改善するために作成した計画(農業経営改善計画)を市の基本構想に照らして市長が認定し、その計画達成に向けた取組みを関係機関・団体が支援する制度
- 要件:「農業経営改善計画」の作成
- 対象:市の基本構想で示された農業経営を目指す人
- 支援内容:
  - ①農業制度資金借入れ時に利子補給が受けられます
  - ②農地流動化奨励補助金の交付対象となります
  - ③積立金に対して税制優遇が受けられます
  - ④経営所得安定対策のゲタ交付の対象となります

野菜づくりの楽しみを感じ理解を深める場である市民農園を広く紹介することにより、運営への支援と利用の促進を図り、もって農業の発展に資することを目的とし、「市民農園紹介事業」を実施するものです。

○事業内容

市民農園開設者の申し込みにより、市が市民農園の情報を市民に対し紹介するものです。

○手続きの流れ

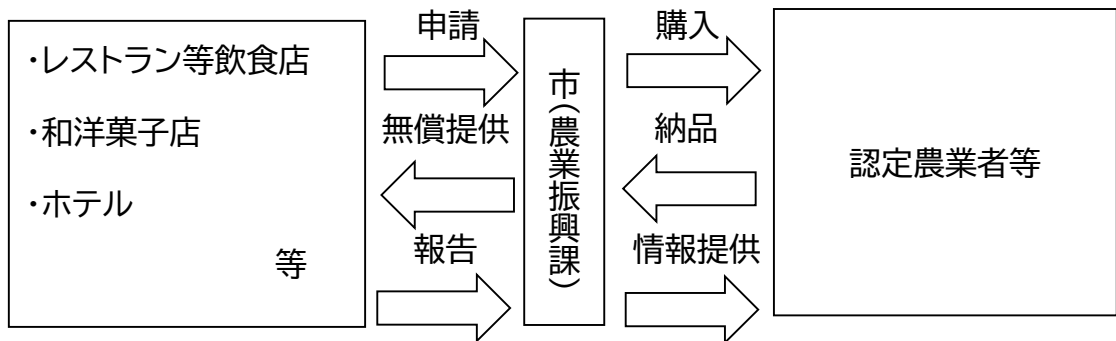


- ①市民農園運営者が、市ホームページへの掲載および紹介の申し込みをします。
- ②市は登録簿を整備し、市ホームページで市民農園の情報を提供します。
- ③市民農園の利用希望者は、市ホームページから市民農園を選択して、市民農園運営者に直接、利用を申し出ます。
- ④市民農園の利用希望者と市民農園運営者は、利用契約を締結します。

○事業内容

特別栽培農産物等を生産する認定農業者等から地元農産物を市が直接購入し、市内外のレストラン等の事業者は無償で提供し、新商品の開発等に活用してもらうものです。なお、無償で提供した農産物の利用方法と消費者の反応等の情報を事業者から情報収集し、生産者に対してフィードバックします。

○農産物紹介事業の流れ



○認定農業者の募集

地元農産物を提供できる、認定農業者等を募集しています。



○概要: 農業者が自家で生産した新鮮な農畜産物を消費者に庭先で直接販売する庭先直売の推進を図っています。

庭先直売を行っている農業者の方が、市(農業振興課)へ登録していただくことで、ホームページなどにより消費者の方へ情報発信します。

## 1-⑥【学校給食への提供生産者の登録】

ページ ID:22789

○市内の小中学校では、地元で採れる新鮮で安全・安心な農産物を積極的に取り入れることで、児童生徒に身近な田畑で作られている農産物を紹介し、理解を深め、感謝の気持ちを育む食育につなげるため、地産地消を推進しています。

○給食に提供いただける野菜・果物の生産者の登録を受け付けていますので、ぜひ、ご検討ください。

詳しくは、春日部市公式ホームページ

「学校給食への野菜・果物の提供生産者を募集します」をご覧ください。



## 1-⑦【園芸立毛共進会】

○概要 要：本市は都市近郊に位置し、市場に対して有利な流通条件の下、園芸栽培が急速な進展を示してきました。特に施設園芸においては、多様な品目で栽培が進められるようになりましたが、栽培技術の差が品質及び収量に影響を及ぼすようになっています。

これらを踏まえ、生産技術改善と品質の向上を図ると共に優秀技術の普及、生産意欲の昂揚により、農家経営の安定を期することを目的とし、栽培数の多い園芸品種の共進会を開催しています。

○開催時期：品種にあわせ、年4回程度開催（ハウス茄子5月上旬、梨7月下旬 等）

○対象：品種によるが、本市に居住する栽培農家で、規定の面積要件を満たす者

○報償：審査の結果、採点の合計点が多い上位者を入賞者とし、入賞者に対しては、賞状及び記念品を授与します。

## 1-⑧【援農チャレンジ(農業ヘルパー)】

市内の農家を応援するための“援農”と農業に興味のある人が農業に“チャレンジ”するための援農チャレンジ(農業ヘルパー)をぜひご利用ください。

○根拠法令:春日部市農業ヘルパー事業実施要綱

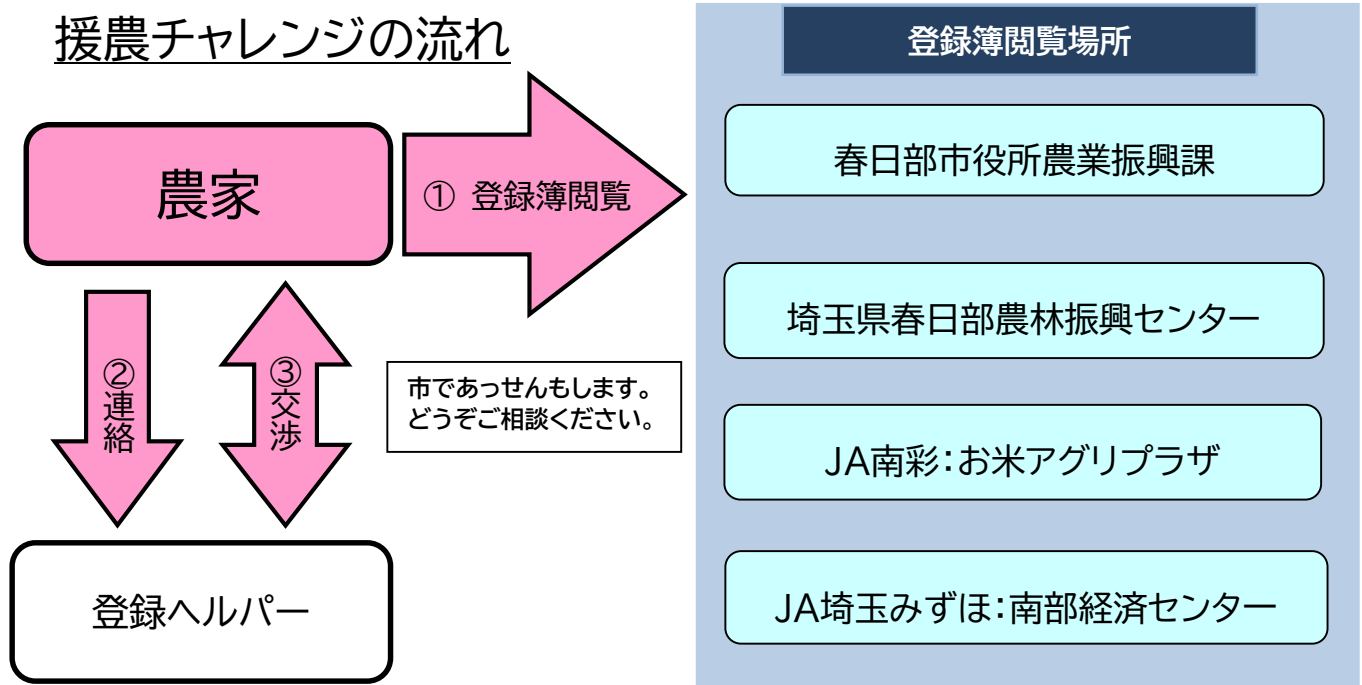
○事業内容: 市内の農家で『農業が忙しい時期に人手が欲しい』そんなときに、市役所に登録されたヘルパー(農業に興味がある人・手伝いたい人)に農業の手伝いを頼めるものです。

○利用方法:ヘルパーを探すお手伝いを農業振興課が行います。閲覧のみの利用は、下記の場所でもできます。

○閲覧場所:春日部市役所農業振興課・埼玉県春日部農林振興センター

JA南彩お米アグリプラザ・JA埼玉みずほ南部経済センター

※閲覧者の本人確認書類(免許証等)をお持ちください。



## 2. 機械・施設の導入支援

### 2-①【経営体育成条件整備事業】

○事業名(国):農地利用効率化等支援交付金

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

○主な交付要件:(1)事業実施地区について

「地域計画」が策定されている地域

(2)助成対象者について

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体(市町村)が認める者を含む。)

○交 付 額:事業費の3/10以内

①融資主体支援タイプ

法人、個人問わず300万円以内

(必要な要件を満たす場合は600万円以内)

②地域農業構造転換支援タイプ

法人 3,000万円以内、個人 1,500万円以内

## 2-②【農業近代化資金】

ページ ID:9081

○根拠法令:農業近代化資金融通法、埼玉県農業近代化資金利子補給規程、

春日部市農業近代化資金利子補助金交付要綱

○内 容:認定農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が当該認定農業者等  
に対して貸し付けた農業近代化資金の利子補給を行う。

○申込みから貸付まで

1 申 込 み:奇数月の末日までに農協各支店へ

※必要書類:申込書(農協に用意してあります。)

※添付書類:見積書・カタログ等

2 審 査:偶数月の上・中旬(申込月の翌月)

3 利子補給承認日:奇数月の10日(審査月の翌月)

※10日が休日等の場合は、その日以前の最も近い休日等でない日

4 貸 付 実 行 日:承認から2か月以内の1日または21日

※1日又は21日が休日等の場合は、その日以降の最も近い休日等  
でない日

○貸付要件農業者

個人限度額 1,800万円 法人限度額 2億円

融資率は対象事業費の80%以内。

ただし、補助残融資の場合は、対象事業費から補助金相当額を差し引い  
た額の80%以内。

○注 意:①現在保有の機械の買い替えの場合の貸付対象は、下取価格を差し  
引いた額の80%

②申請から貸付まで、概ね3ヶ月ほど期間を要します。

## 3. 病虫害防除支援

### 3-①【イネカメムシ防除推進事業補助金】

○根拠法令：春日部市イネカメムシ防除推進事業費補助金交付要綱

○事業内容：米の安定生産及び品質の向上を図るため、市内の米生産圃場におけるイネカメムシの発生を防ぐことを目的とする薬剤散布による広域防除を行う団体等に対し、補助金を交付

○交付対象団体

- 1 市内において農業生産の振興を推進する農業経営者3人以上で組織された生産者団体
- 2 市内に所在地を置く農業法人
- 3 市内に支店を有する農業協同組合

○補助金額

薬剤散布による広域防除を行った米生産圃場について10アール当たり500円（同一圃場における2回目までの1回ごとの額）を限度とし、かつ、毎年度予算の範囲内において市長が定める額

### 3-②【特定外来生物注意情報(ナガエツルノゲイトウ、外来カミキリ類)】

○ナガエツルノゲイトウにご注意ください

ページ ID:22650

特定外来生物に指定されている「ナガエツルノゲイトウ」が埼玉県内の一部の水田で発見されました。(令和5年7月)

「ナガエツルノゲイトウ」は、河川などの水辺に生息し、大群落になると駆除が非常に困難です。

発見した場合は、

埼玉県農産物安全課(電話:048-830-4053)

埼玉県病虫害防除所(電話:048-539-0661)

春日部農林振興センター(電話:048-737-2134)までご連絡ください。

○詳しくは、春日部市公式ホームページを参照下さい。



## ○外来カミキリ類にご注意ください

ページ ID:23571

平成30年1月に特定外来生物として指定されたクビアカツヤカミキリに加えて、令和5年9月にツヤハダゴマダラカミキリとサビイロクワカミキリについても、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

○詳しくは、春日部市公式ホームページを参照下さい。



## 3-③【びゃくしん類の植栽規制】

ページ ID:9067

～ なし赤星病のまん延を防止するため市内の一部地域では、  
びゃくしん類の植栽が禁止されています ～

○根拠法令:春日部市なし赤星病防止条例、

春日部市なし赤星病防止条例施行規則

○規制区域:内牧全域・南栄町全域・栄町全域・梅田二丁目の一部・  
梅田三丁目の一部・新方袋の一部

○規制植物:かいづかいぶき、びゃくしん(いぶき)、たまいぶき、  
たちびゃくしん、みやまびゃくしん(しんぱく)、  
はいびゃくしん(そなれ)、くろいぶき、スカイロケット

## 4. 農地の集約支援

### 4-①【農地流動化奨励補助金】

ページ ID:9080

○根拠法令:春日部市農地流動化奨励補助金交付要綱

○事業内容:農地の有効利用を図り、中核的担い手となる農家の確保および育成を促進するため、一定の要件を満たす農地の貸し借り(農地中間管理権及び利用権の設定)に対する補助(予算の範囲内)

○交付条件

1. 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく同法による賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者(受け手)であること。
2. 改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に基づく農業上の利用を目的とする利用権の設定を受ける人(以下「借手」という)および設定をする人(以下「貸手」という)であること
3. 1の受け手及び2の借手が認定農業者であり、農業経営面積が権利設定後1.5haを超えていること
4. 市内の農地であり、1の受け手、2の借手、貸手ともに市内に住所を有する人であること。ただし、貸手の住所が市外であっても市長が必要と認めたときは、受け手及び借手のみ交付対象とする
5. 同一世帯員以外の権利設定であること
6. 市内の農業振興地域内農用地区域であること
7. 農地の利用集積に係る国または県の補助金の対象となっていないこと
8. 2の利用権設定による合意解約をして新たに設定しなおした場合、解約前の設定期間が経過していること
9. 毎年度、4月1日現在で権利設定がされていること

○補助金の額(10aあたり)

権利名 権利設定時期	権利設定 及び 再設定期間	受け手・借手	出し手・貸手
農地中間管理権 新規設定又は再設定分	10年	2,000円/年	—
利用権設定分	3年	2,000円/年	2,000円/年

※農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農用地利用集積計画に基づく相対による利用権設定の手続きは終了。令和6年度までに利用権設定されている契約については、契約期間満了日まで有効です。

## 4-②【農地集約化促進事業(旧地域集積協力金)】

○地域計画の早期実現や地域計画のブラッシュアップの促進に向け、農地中間管理機構を活用して農地の集約化等に取り組む地域に対する支援である「地域集約化実現タイプ」として、一定の要件を満たした場合、支援金を交付する事業です。

詳しくは、下記の農林水産省のホームページをご参照ください。

農地中間管理事業機構の制度や実績等

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

## 5. 新規就農・後継者支援

### 5-①【新規就農総合支援事業(経営開始資金)】

○新規就農される人に、農業を始めてから経営が安定するまで最長3年間、最大150万円／年を交付します。

○主な交付要件

- ①就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること。
- ②独立・自営就農であること。
  - 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
  - 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
  - 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ③親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入や経営の多角化等)を負うと市町村に認められること。
- ④就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること(見込みも可)、「人・農地プラン」に中心経営体として位置付けられていること(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ⑤生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。
- ⑥申請時及び交付期間内に、前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること。

○詳しくは、下記の農林水産省ホームページを参照下さい。

新規就農総合支援事業(経営開始資金):

[https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/roudou.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html)



## 5-②【農業経営継承・発展支援事業】

○事業名(国): 経営継承・発展等支援事業補助金

農業経営を継承した後継者の経営発展のため、販路の開拓、GAP等の認証取得、新品種の導入、営農の省力化、デジタル技術の活用等を支援します。

○主な交付要件: 地域計画に位置づけられた地域の中心経営体等である先代事業者(個人事業主又は法人の代表者)から経営に関する主宰(上に立って行う人)権の移譲を受けた後継者であること。

※親子、第三者など先代事業者との関係は問いません。

○交 付 額: 1経営体あたり上限額100万円(国1/2、市1/2)

## 6. 農業団体支援

### 6-①【農業振興団体事業費補助金】

○根拠法令：春日部市農業振興団体事業費補助金交付要綱

○事業内容：市の農業振興を図るため、市内の農業振興団体が実施する事業に対し、補助金を交付

○交付対象団体

- 1.市内において農業生産の振興を推進する農業経営者3人以上で組織された生産者団体又は農業生産の振興を支援する団体
- 2.市内に支店を有する農業協同組合

○補助対象事業等

補助対象事業名	補助事業の内容	補助対象経費	補助率
農業振興団体活性化支援事業	(1)農業の振興、新技術の導入又は普及のため行う活動	報償費、賃金、会議費（弁当代及びお茶代を除く。）、旅費、研修費（親睦又は慰労に関する経費及び成果報告の無い研修費を除く。）、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信運搬費、出店料、手数料、保険料、委託料、使用料、賃借料、原材料費、広告宣伝費	50/100以内
	(2)農業振興団体が主催し、農業の振興に寄与するイベント		
	(3)花き園芸普及のために、公共的な場所等に花苗や花木を植栽する活動		
畜産振興対策事業	家畜防疫対策	原材料費、消耗品費、薬剤費、検査費、消毒費、焼埋却費	50/100以内

※補助金の額は、上記の表に規定する経費の額以内とし、かつ、毎年度予算の範囲内

※毎年度6月末日までに、申請書を提出すること

## 6-②【園芸産地育成事業補助金】

○根拠法令:春日部市園芸産地育成事業補助金交付要綱

○事業内容:園芸作物(果樹を除く)の品種の統一及び品質向上を目指す事業又は共同出荷を行う事業を支援するため、市内において農業生産の振興を推進する農業経営者により構成される生産者団体、南彩農業協同組合及び埼玉みずほ農業協同組合に対し支援することで、園芸産地の育成及び都市農業の充実を図る

○補助率:①-1 事業費の40%以内 ②事業費の50%以内

①-2 // 30%以内

①-3 // 30%以内

○補助対象:下記のとおり

### ① 農業者団体のみ対象

#### 1 園芸種苗品種統一事業

・トマト、キュウリ、ナス等の園芸野菜の共選共販の推進を図るために行う種苗の共同購入に対する補助

#### 2 病害虫防除用薬剤共同購入事業

・効率的に病害虫のまん延を防止するための防除用薬剤等の共同購入に対する補助

#### 3 土壌消毒薬剤共同購入事業

・野菜生産ほ場の土壌消毒用薬剤等の共同購入に対する補助

### ② 農協のみ対象

#### 農業用廃プラスチック収集適正化事業

農業等施設の健全な発展と農村環境の保全に資するために行う、  
農業用廃プラスチックの適正処理事業に対する収集処理費への補助

## 6-③【農業経営法人化推進事業(集落営農連携促進等事業)】

○集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

○助成対象者

①集落営農組織

②集落営農組織が主たる構成員となった連携組織

(集落間の広域連合、法人との連携等)

○詳しくは、下記の農林水産省ホームページを参照下さい。

集落営農連携促進等事業:

[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_seido/syuurakueinou.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/syuurakueinou.html)



## 6-④【自給率向上推進補助金】

### 1 自給率向上補助金

○根拠法令:春日部市自給率向上推進補助金交付要綱

○事業内容:土地の高度利用の観点から本市に適した作物の生産拡大を進めるため  
一定の要件を満たす人に、補助金を交付

○要件:経営所得安定対策に参加していて、水田活用の直接支払交付金を受けた人

○補助金(10aあたり)

区 分	補 助 額
1 麦・大豆・主食用以外の米 (二毛作及び二期作の裏作は除く)	5,000円以内/10a
2 麦・大豆の集団加算(3戸以上の規約等のある集団が 行う10ha以上の集団栽培)	50,000円 /1集団

○交付時期:毎年度3月(予定)

## 2 転作条件整備事業費補助金

○根拠法令:春日部市転作条件整備事業補助金交付要綱

○事業内容:米の生産調整の円滑な実施及び定着化を図るために行う共同利用施設  
又は共同利用機械の整備に対する補助

○補助率:事業費の10%以内(交付額 上限50万円)

○要件:①3人以上の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の  
規約及び代表者を定め、かつ、対象作物の生産・販売について共同販売  
経理を行っていること

②集団の転作面積が1ha以上まとまっていること

## 6-⑤【多面的機能支払交付金】

ページ ID:9010

(旧農地・水保全管理支払交付金)

### ○農地維持支払

活動組織が行う、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動に対して、対象となる農地面積に応じて支援します。

### ○資源向上支払

#### ①地域資源の質的向上を図る共同活動

活動組織が行う、水路、農道等の軽微な補修や景観形成等の農村環境保全のための活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

#### ②施設の長寿命化のための活動

活動組織が行う、老朽化が進む農地周りの農業用排水路などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

## 6-⑥【土地改良事業補助金】

ページ ID:9082

- 根拠法令：春日部市土地改良事業補助金交付要綱
- 事業内容：農業用排水路の整備・暗渠排水工事等を共同で行うものについて、  
その推進を図るための補助
- 申請要件：土地改良区、受益者2戸以上の団体
- 申請期限：毎年度9月30日まで
- 補助基準・補助率：下記のとおり

### 主な対象事業の種類と補助率

事業	経費	補助率		補助 限度額
		農業振興地域内 の農用地区域	その他の区域	
かんがい排水事業・ 暗きょ排水事業	かんがい排水施設の新設及び改修にかかる経費。ただし、受益面積が0.5ヘクタール以上に限る。	事業費の 5/10以内	事業費の 3/10以内	100万円
ほ場整備（農地集積 の為の畦畔除去を含む。）事業	ほ場整備の工事に係る経費。ただし、受益面積が1.0ヘクタール以上に限る。	事業費の 3/10以内	事業費の 2/10以内	100万円
団体営事業	土地改良区が行う国庫補助事業に係る経費	事業費の 1/10以内		
適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業の採択を得て実施する事業に係る経費	事業費の 1/10以内		
県単独補助対象事業	県の補助採択基準に基づいて実施する事業に係る経費	事業費の 1/10以内		

## 6-⑦【市内の主な農業団体】

○市内では、以下の農業団体が活動されており、農業振興に寄与しています。

(令和8年4月現在 順不同)

団 体 名	主な活動内容(生産物)など
JA南彩春日部農作業受託組合	農作業(水稲)の受託
庄和南部農作業受託組合	農作業(水稲)の受託
いなほの会	農作業(水稲)の受託
倉常営農集団	麦
農事組合法人櫛集落営農組合	水稲・野菜
産直の里内牧協議会	果樹・お茶・野菜等
春日部市梨組合	梨
春日部市園芸協会	トマト・ナス・きゅうり等(野菜類)
土と生きる庄和の女性トマトクラブ	野菜類・花等
春日部市花卉園芸組合	花卉類
春日部市花と緑の協議会	花・花木
庄和北部農作業受委託連絡協議会	農作業(水稲)の受託
春日部地区4Hクラブ連絡協議会	農業後継者の育成
春日部農産物直売協議会	土曜市等の開設(野菜・加工品等の直売)
春日部市農業経営者協議会	経営改善、相互研鑽、情報共有等の取組 農作業(水稲)の受託・野菜

## 7. S-GAP・みどり認定

ページ ID:9070

### 7-①【S-GAPとは】

GAPとは「Good Agricultural Practice」の略であり、直訳すると「良い農業のやり方」のことです。

農業に関する法律や規則、モラルを守ることにより、食品安全、労働安全、環境保全それぞれに配慮した持続的な農業経営をすることを意味しています。

S-GAPは、埼玉県が策定したGAPのことで、平成26年度から、S-GAPの普及推進を図る「埼玉県農業生産安全確認運動」に取り組んでいます。

#### ○取組む意義として

普段の作業や経営管理にひそむリスクや課題をみつけ、農業の改善を進めることで、安全で効率的な生産環境を構築します。こうした農場は、販売先からも信頼され、持続的で安定した農業経営の実現が期待されます。

#### ○何をしたらいいのか

自分の経営作物(野菜、果樹、米、麦、茶)について、S-GAPが求める内容をS-GAPガイドブックで確認し、自分の農場の管理ルール決定、ルールの実践と記録、点検と評価、見直しと改善を行います。

S-GAPガイドブックは、春日部農林振興センター又は、県のホームページでダウンロードして入手することができます。

#### ○S-GAP農場評価

GAPは、自主的な「安全確認(自己チェック)」が基本ですが、自己チェックだけでは、自身の取り組みができていないかわからないこともあり、県の評価員がS-GAPに取り組む農場を訪問して、その取組度合いを評価する「農場評価制度」が設けられています。

申込先は、県農林振興センターとなります。S-GAPに取り組むに当たり、ご不明な点や疑問は春日部農林振興センターへご相談ください

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/s-gap/index.html>



## 7-②【環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)】

○埼玉県で環境にやさしい農業に取り組んで「みどり認定」を受けましょう。

みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で、令和4年に制定・施行されました。

○みどりの食料システム法の認定制度とは

環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する実施計画を知事が認定する制度です。

○認定を受けるメリット

- ・設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- ・さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- ・日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

○詳しくは、下記の埼玉県ホームページを参照ください。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0908/documents/documents/midorinintei.html>

## 8. 地域計画・農地中間管理事業

ページ ID:9004

### 8-①【地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)】

○本市では、市内の農振農用地を9つのエリアに分けて、地域の農業・農地について、地域の皆さんや、関係機関(埼玉県、農業委員会、JA、土地改良区など)と一体となって話し合い、「地域計画を策定し、課題解決」に向けて取り組んでいます。

※エリア毎の地域計画については市HPを参照ください。

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/nogyo/9004.html>

○地域計画とは？

概ね10年後を見据え、農業経営者や農地所有者、地域の皆さんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

○支援措置

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、さまざまな支援措置があります。

①地域計画を策定した区域を対象とする、主な支援措置

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策

②目標地図に位置付けられて経営体を対象とする、主な支援

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置

○詳しくは、下記の農林水産省ホームページを参照下さい。

地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)：

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki\\_keikaku.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html)



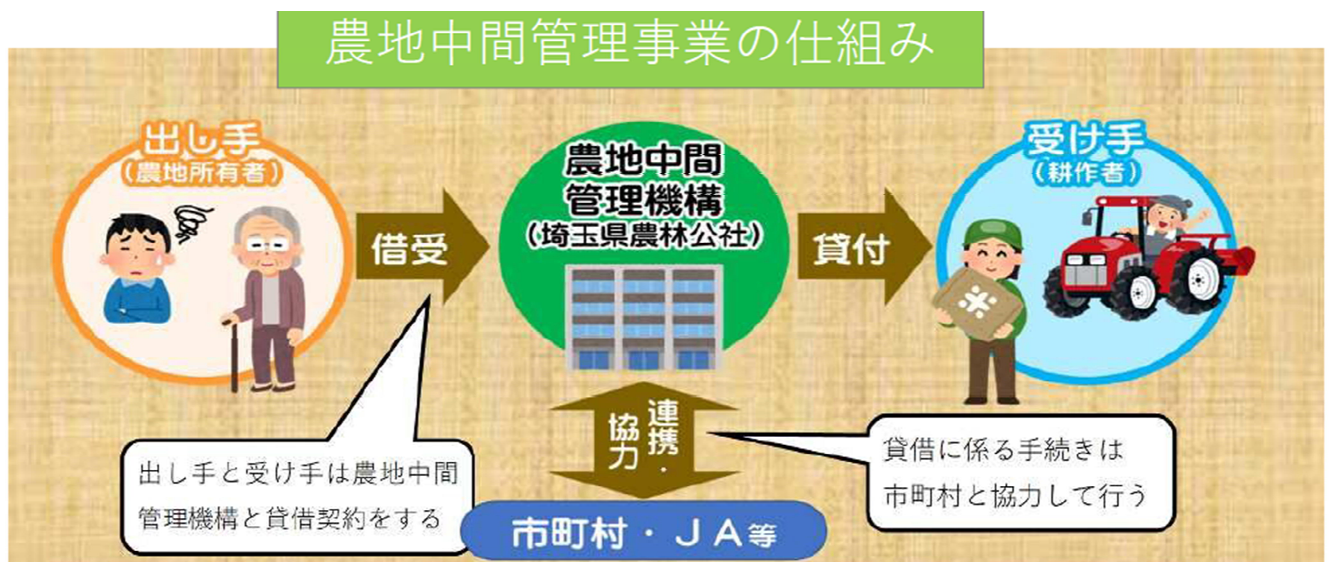
## 8-②【農地の貸し借り(農地中間管理事業)】

ページ ID:8999

○農地中間管理事業とは、農用地の利用の効率化および高度化を促進するため、埼玉県知事より指定された埼玉県農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で担い手(受け手)に貸し付けを行うことにより、受け手(担い手)の経営規模の拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を支援する事業です。

詳しくは、下記の埼玉県農林公社のホームページをご参照ください。

農地中間管理事業のご案内: <http://www.sainourin.or.jp/nouchi/>



○農業経営基盤強化促進法(基盤法)による利用権設定終了について

農業経営基盤強化促進法(基盤法)の改正により、「利用権設定(いわゆる相対での農地賃借)」が廃止となり、令和7年4月から「農林公社を利用した貸し借り(農地中間管理事業)」に一本化され、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)経由になります。

ただし、令和7年3月までに基盤法改正前の利用権設定が行われている農地については、設定終期をもって、終了となります。利用権設定されている農地については、農地中間管理事業での貸し借り設定の検討をお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法(基盤法)農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地中間管理機構(埼玉県農林公社)経由になります。

## 9. 農業振興課からのお願い

### 9-①【農業災害発生時の報告のお願い】

ページ ID:22894

降雪・降雨・強風等により農作物や農業用機械・施設に被害が生じた場合は、すみやかに農業振興課に発生状況のご連絡をお願いします。

ご連絡いただくとともに次のことについてもお願いいたします。

○被害状況がわかる写真撮影(日付入り)

○被害面積の把握

○機械や施設の場合は、その種類(パイプ、鉄骨等)、所有棟数と被害棟数及び面積の把握

○修繕した場合、修繕前後の写真と領収書の保存

※ご連絡いただいた情報は農業災害復旧の対策に役立てられます。

### 9-②【鳥獣害があった時の報告のお願い】

鳥獣により農作物に被害が生じた場合は、すみやかに農業振興課に被害状況のご連絡をお願いします。

○鳥獣の種類、被害農作物名、被害面積、被害量、被害金額

※ご連絡いただいた情報は鳥獣害の防止対策に役立てられます。

### 9-③【野外焼却】

『埼玉県生活環境保全条例』『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、原則として廃棄物の焼却は禁止されています。

また、稲わらの焼却など、いわゆる野焼きについても、煙や悪臭、灰の飛散などにより、「窓が開けられない」「洗濯物を外に干せない」「体調に影響がある」など苦情が非常に多くなっていますので、周辺への十分な配慮をお願いいたします。

## 9-④【農薬飛散】

ポジティブリスト制度が施行されていることに伴い、隣接した農地に農薬が飛散しないよう、十分ご注意ください。(住宅地等で農薬を使用する場合も十分ご注意ください。)

## 9-⑤【消石灰飛散】

消石灰の粉末による健康被害を防止するため、ご使用の際には、周辺の状況や風向き等を確認のうえ、十分ご注意ください。

## 9-⑥【農業機械の盗難】

埼玉県では、トラクターをはじめ、様々な農業機械等の盗難が多発しています。春日部市内においても盗難被害を受けていますので、十分ご注意ください。

## 9-⑦【農作業事故防止】

農作業中の事故を未然に防止するため、複数人での農作業や、ヘルメットの装着など、日頃から事故の危険性を再認識し、事故に遭わないように努めましょう。

## 9-⑧【農業機械による公道の泥防止】

農業機械で公道を移動する際は、道路に泥を落とさないようにしましょう。

## 10. その他

### 10-①【埼玉県スマート農業普及推進事業(プラットフォーム関連)】

#### ○スマート農業普及推進事業の目的

農業の生産現場では、担い手の減少や高齢化が進み、熟練農家の引退の増加が見込まれる一方、1経営体当たりの耕地面積が拡大している。

このため、本県農業が直面する課題の解決に資する先端技術の実証を通じて、スマート農業の普及を図り、農作業の「省力化」、「効率化」及び技術や知識の「見える化」を実現する。

#### ○詳しくは、下記の埼玉県ホームページを参照下さい。

埼玉県スマート農業普及推進事業(プラットフォーム関連)：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/fukyu/smart-agriculture/platform.html>



### 10-②【農業担い手メールマガジン】

～農林水産省の「農業担い手メールマガジン」に登録しませんか！～

「農業担い手メールマガジン」は、農林水産省経営局経営政策課が発行するメールマガジンです。農業者や農業関係者の皆様との双方向の情報受発信を行うためのツールの一つとして、本メールマガジンを活用していきます。

#### ○詳しくは、下記の農林水産省ホームページを参照下さい。

農業担い手メールマガジン：

[https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_hyousyou/hyousyou\\_merumaga.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html)



## **お 知 ら せ**

※詳細については農業振興課までお問い合わせください。